

# 長期優良住宅の申請について

長野県諏訪建設事務所建築課

諏訪建設事務所管内における、長期優良住宅の普及に関する法律第5条の規定による申請についてご案内します。

## 1 申請窓口

| 建築場所   | 提出先                            |
|--|--------------------------------|
| 岡谷市<br>(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物で、同法第43条第2項第2号等の許可に係らないもの) | 岡谷市 都市計画課<br>(岡谷市で審査)          |
| 岡谷市<br>(上記以外の建築物)  | 岡谷市 都市計画課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ  |
| 諏訪市<br>(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物で、同法第43条第2項第2号等の許可に係らないもの) | 諏訪市 都市計画課<br>(諏訪市で審査)          |
| 諏訪市<br>(上記以外の建築物)  | 諏訪市 都市計画課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ  |
| 茅野市  | 茅野市 都市計画課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ  |
| 下諏訪町   | 下諏訪町 建設水道課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ |
| 富士見町   | 富士見町 建設課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ   |
| 原村   | 原村 建設水道課を經由して<br>諏訪建設事務所建築課へ   |

※変更認定の場合も、上記に準じます。

※岡谷市及び諏訪市で審査する申請の必要書類等については、各市にお問い合わせください。

## 2 提出部数

正副2部+市町村用1部

※市町村用1部は、下記4のうち、認定申請書、委任状（写し）、付近見取図、配置図、平面図、立面図及び現況写真のみで可。

## 3 市町村の経由方法

- ① 申請者（代理人）が、上記2を上記1の窓口に提出
- ② 市町村窓口にて受付印を押印
- ③ ①のうち、正副2部を申請者（代理人）が諏訪建設事務所建築課へ提出

## 4 必要書類

一戸建ての住宅の場合、以下のとおりです。（令和4年2月20日以降簡略化されました。）

| 必要書類                               | 留意事項等  |
|------------------------------------|--|
| 認定申請書                              | 第一面<br>該当項（第1～3項）は正しいか<br>市町村の経由印が押印されているか<br><br>第二面<br>5. 欄は建築基準法による面積を記入。<br>6. 欄の各階の床面積は、階段（下部空間を利用する場合を除く）及び外部空間（ガレージ、バルコニー、外部からのみ利用できる物置等）を除外した面積を記入<br><br>第四面<br>4. 欄の着手予定日は、建設事務所への提出日以降となっているか |
| 委任状                                | 押印を省略する場合は、委任者と代理人で合意の上、その旨を記載   |
| 確認書又は設計住宅性能評価書<br>（長期使用構造の確認のあるもの） |  |
| 維持保全計画書（30年）                       |  |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 景観条例の適合通知等の写し                    | 諏訪市、茅野市、下諏訪町又は長野県の景観条例の届出が必要な地域の場合                       |
| 付近見取図                            |  |
| 配置図                              | 敷地内の緑化計画を記載<br>※景観条例の期間短縮通知等の写しを添付した場合、緑化計画の記載は省略可       |
| 各階平面図                            |  |
| 床面積求積図                           |  |
| 立面図                              | 着色の上、近似マンセル値を記載したもの<br>※景観条例の期間短縮通知等の写しを添付した場合、色彩の記載は省略可 |
| 断面図                              | 意匠断面図又は矩計図   |
| 現況写真（2方向以上）                      | 周囲の状況が分かるカラーのもの  |
| 住宅型式性能認定書の写し<br>型式住宅部分当製造者認定書の写し | 該当の場合添付  |
| 申請手数料                            | 長野県収入証紙 17,000 円<br>(諏訪合同庁舎内でも購入可)                       |

※共同住宅等（店舗併用住宅含む）の場合は、別途お問い合わせください。

## 5 申請手数料

一戸建ての住宅の場合

長野県収入証紙 17,000 円（諏訪合同庁舎内でも購入可）

## 6 その他留意事項

- ・確認書又は設計住宅性能評価書の交付に係る書類及び図面等は、審査機関の受付印等のあるものを添付してください。
- ・担当者名及び連絡先が分かるもの（メモ等でも可）を添付してください。物件により担当支店が異なる場合は特にお願ひします。

## 7 郵送等での申請について

- ・市町村の経由及び収入証紙の貼付が済んでいる場合は、郵送等でも受付します。

**【送付先】**

〒392-8601

諏訪市上川 1-1644-10 長野県諏訪建設事務所 建築課 あて

電話 0266-57-2923

- ・ 認定後、郵送等での返送をご希望の場合は、申請時に返送用のレターパック等を添付してください。

## 8 参考

- ・ 長期優良住宅の認定制度について（長野県ホームページ）  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shien/fukyu/index.html>
- ・ 申請様式等（長野県ホームページ）  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shien/fukyu/fukyu-03.html>
- ・ 諏訪管内における認定申請書の提出方法について  
（諏訪建設事務所ホームページ PDF）  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaken/kannai/soshiki/documents/r3tyoukiteisyutu.pdf>
- ・ （岡谷市ホームページ）長期優良住宅建築等計画の認定について  
<https://www.city.okaya.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakuka/633/A/20837.html>
- ・ （諏訪市ホームページ）長期優良住宅建築等計画の認定について  
<https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/21/1241.html>